

中国の12次5カ年計画における環境 政策及び環境規制等の動向について

2012年3月27日

電子情報技術産業協会（JEITA）

北京事務所長

武田 英孝

レジュメ

- ◆ 2011年の中国経済と環境目標の達成状況／
2012年の主要計画・任務
- ◆ 第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画
- ◆ 中国市場における諸課題の現状と今後の対応
(参考)
- ◆ 2011年の中国電子情報産業の動向
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所のご紹介
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所としての今後の着目点

2011年の中国経済と環境目標の達成状況／2012年の主要計画・任務

2012年3月、第11期全国人民代表大会第5回会議において、温家宝総理が「政府活動報告」を発表し2011年の経済実績の回顧と2012年主要経済目標・施政方針を表明。

主要指標(発表順)	2011年 目標値	2011年 実績	2012年 目標値
実質経済成長率	8%程度	9.2%	7.5%(2004年以来8年ぶりの目標引下げ)
都市部新規就業者数 都市部失業率	900万人以上 4.6%以内	1221万人 4.1%	900万人以上 4.6%以内
物価(CPI)	4%前後	5.4%	4%前後
輸出入(貿易)総額	数値目標は特に設定せず	22.5%	10%前後

なお、2011年の政策回顧の中で、省エネ環境分野の課題として、

- ・エネルギー消費総量の伸びが速すぎる
- ・省エネ・環境汚染物質排出削減の目標が達成されていないことが指摘されている。

2011年の中国経済と環境目標の達成状況／2012年の主要計画・任務

2012年

1. 経済の平穩で比較的速い発展
2. 物価総水準の基本的安定の維持
3. 農業の安定的発展と農民の持続的増収の促進
4. 経済発展方式の転換加速
5. 科学教育興国戦略及び人材強国戦略を深く実施
6. 民生の確実な保障・改善
7. 文化の大発展・大繁栄を促進
8. 重点分野の改革を深く推進
9. 対外開放の質・水準の引上げに努力
10. その他
 - ・民族・宗教・在外華僑
 - ・強固な国防・強大な軍隊
 - ・香港・マカオ・台湾
 - ・外交

2011年

1. 物価総水準の基本的安定の維持
2. 内需とりわけ個人消費需要を更に拡大
3. 農業の基礎的地位を固め強化
4. 経済構造の戦略的調整の推進加速
5. 科学教育興国戦略及び人材強国戦略を大いに実施
6. 社会建設の強化及び民生の保障・改善
7. 文化建設を大いに強化
8. 重点分野の改革を深く推進
9. 対外開放水準の更なる引上げ
10. 廉潔政治建設・反腐敗活動の強化
11. その他
 - ・民族・宗教・在外華僑
 - ・国防・軍隊建設
 - ・香港・マカオ・台湾
 - ・外交

2011年の中国経済と環境目標の達成状況／2012年の主要計画・任務

【2012年の省エネ・環境分野に関する主要計画・任務】

4 経済発展方式の転換を加速する

(1) 産業構造の最適化・グレードアップを促進する

① 戦略的新興産業の健全な発展を推進する

○新エネルギー利用を促進するメカニズムを確立し、統一的な計画・プロジェクトの手配・政策誘導を強化し、内需を拡大する。ソーラー発電・風力発電設備製造能力の盲目的な拡張を制止する。

(2) 省エネ・汚染物質排出削減と生態環境保護を推進する

○省エネ・汚染物質排出削減のカギは、省エネ・エネルギー効率の向上・汚染の減少である。エネルギー消費総量を合理的に抑制する方案を早急に打ち出し、エネルギー価格体系の調整を加速しなければならない。

○経済・法律・所要の行政手段を総合的に運用して、工業・交通・建築・公共機関・庶民の生活など重点分野及び1000社の重点エネルギー消費企業の省エネ・汚染物質排出削減を際立たせてしっかり行い、落後した生産能力を更に淘汰する。

○エネルギー使用管理を強化し、インテリジェント送電網・分散型エネルギーシステムを発展させ、省エネ発電を優先させる電力調達やエネルギー性能契約(EPC)・省エネ製品の政府調達等実効のある管理方式を実施する。

○エネルギー構造を最適化し、従来型のエネルギーのクリーン・高効率利用を推進し、原子力発電を安全・高効率に発展させ、水力発電を積極的に発展させ、シェールガスの探査と開発上の難関突破を加速し、新エネルギー・再生可能エネルギーのウエイトを高める。

○エネルギー供給ルートの建設を強化する。資源節約・環境保護の基本国策を深く貫徹する。

○環境保護を強化し、重金属・飲料水の水源・大気・土壌・海洋汚染等民生に関わる際立った環境問題の解決に力を入れる。農業の面源汚染減少に努力する。危険化学品を厳格に監督管理する。生態建設を推進し、健全な生態補償メカニズムを確立し、生態保護・修復を促進する。

○気候変動への適応とりわけ異常気象への対応能力の建設を強化し、防災・減災能力を高める。「共通に有しているが差異のある責任」の原則・公平原則を堅持し、気候変動に対応する国際協議プロセスを建設的に推進する。

レジュメ

- ◆ 2011年の中国経済と環境目標の達成状況／
2012年の主要計画・任務
- ◆ 第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画
- ◆ 中国市場における諸課題の現状と今後の対応
(参考)
- ◆ 2011年の中国電子情報産業の動向
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所のご紹介
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所としての今後の着目点

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

第12次5ヵ年計画の主要目標／出所：JETRO通商弘報

第12次5ヵ年計画期間中における経済社会発展の主要目標								
類別	指標	2005年	2010年目標値	年平均目標増加率	2010年達成値	年平均増加率(実績)	2015年目標値	年平均目標増加率
経済成長	GDP総額(兆元)および増加率(%)	18.5	26.1	7.5	39.8	11.2	55.8	7.0
	1人当たりGDP(元)	14,185	19,270	6.6	29,748	10.6	-	-
経済構造	GDPに占めるサービス産業の比率(%)	40.5	43.3	<3.0>	43.0	2.5	47.0	<4.0>
	総就業人口に占めるサービス業の比率(%)	31.3	35.3	<4.0>	34.8	3.5	-	-
	研究開発費支出のGDP総額に占める比率(%)	1.3	2.0	<0.7>	1.8	0.5	2.2	<0.4>
	*1万人当たりの発明専利保有件数	-	-	-	1.7	-	3.3	<1.6>
	都市化率(%)	43.0	47.0	<4.0>	47.5	4.5	51.5	<4.0>
人口・資源・環境	総人口(万人)	130,756	136,000	0.8	134,100	0.51	<139,000	<0.72>
	GDP1単位当たりのエネルギー消費削減率(%)	-	-	<20.0>	-	<19.1>	-	<16.0>
	*GDP1単位当たりのCO2消費削減率(%)	-	-	-	-	-	-	<17.0>
	工業生産額1単位当たりの水使用量削減率(%)	-	-	<30.0>	-	<36.7>	-	<30.0>
	非化石燃料の対一次エネルギー消費比率(%)	-	-	-	8.3	-	11.4	<3.1>
	主要汚染物排出総量削減率(%)	-	-	-	-	-	-	-
	化学的酸素要求量(COD)	-	-	<10.0>	-	12.45	-	<8.0>
	二酸化硫黄(SO2)	-	-	<10.0>	-	14.29	-	<8.0>
	*アンモニア性窒素	-	-	-	-	-	-	<10.0>
	*窒素酸化物(NOx)	-	-	-	-	-	-	<10.0>
	農業灌漑用水有効利用係数	0.45	0.5	<0.05>	0.5	-	0.53	<0.03>
	耕地保有量(億ha)	1.22	1.2	▲0.3	1.212	▲0.13	1.212	<0.0>
	森林率(%)	18.2	20.0	<1.8>	20.36	2.16	21.66	<1.3>
公共サービス・人民生活	5年間の都市部における新規雇用者数(万人)	-	-	<4,500>	<5,771>	-	-	<4,500>
	5年間の農村労働力の都市部への移転者数(万人)	-	-	<4,500>	<4,500>	-	-	-
	都市住民1人当たり可処分所得(元)	10,493	13,390	5.0	19,109	9.7	>26,810	>7.0
	農村住民1人当たりの純収入(元)	3,255	4,150	5.0	5,819	8.8	>8,310	>7.0
	都市部における登録失業率(%)	4.2	5.0	-	-	4.1	<5	-
	都市部基本養老保険(年金)加入者数(億人)	1.74	2.23	5.1	2.57	8.1	3.6	<1.0>
	都市部の保障性住宅建設(万軒)	-	-	-	-	-	-	<3,600>

注:1) GDP総額、都市・農村住民収入は2010年価格によるもの。2) カッコ内は5年間の累計数字。3) 都市部の住民収入はGDPの目標増加率を下回らない。4) 拘束的目標とは政府が公共資源の合理的な配置、行政力を通じて実現を確保する目標。5) 網かけは、第11次5ヵ年計画の目標未達成項目。6) *は第12次5ヵ年計画に新しく追加された目標。

出所: 中華人民共和国国民経済・社会発展第11次5ヵ年計画要綱と同第12次5ヵ年計画要綱(案)を基に作成。

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

第12次5カ年計画のポイント

1. 経済発展の水準を新たな段階に引き上げる。
2. 経済発展モデルの転換と経済構造調整を加速する。
3. 社会事業の発展に注力する。
4. 省エネと環境保護を推進する
 - ・一次エネルギー消費量に占める非化石燃料の比率を11.4%に引き上げる。
 - ・GDP単位当たりのエネルギー消費量を2010年比で16%削減する。
 - ・GDP単位当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量を2010年比で17%削減する。
 - ・主要汚染物質の排出総量を8～10%低減する。
5. 国民生活を全面的に改善する。
6. 改革開放を全面的に深化させる。
7. 政府改革を強化する。

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

【省エネ・環境分野に関する主要な発展計画】

中国では「5ヵ年計画」が策定されると、計画達成のために主管する各政府機関によって、主要政策別、主要産業別の分野ごとの計画が順次策定される。ここでは、省エネ環境分野における主要な計画を紹介する。

「“12.5”省エネ・排出削減に関する総合工作方案」

(2011年8月31日付 国発[2011]26号)

「環境保全重点業務強化に関する意見」

(2011年10月17日付 国発[2011]35号)

「国家環境保護「第12次5ヵ年計画」」

(2011年12月15日付 国発[2011]42号)

「電子情報産業“12.5”発展計画」

(2012年2月24日 工業和信息化部公布)

これらの文書は今後5年間の省エネ環境分野の発展の方向性、重点分野、採るべき政策が示されている重要な計画書と言える。

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

【“12.5”省エネ・排出削減に関する総合工作方案】

第12次5ヵ年計画で打ち出された省エネ・排出削減目標の達成に向けた方案である。省エネ・排出削減の主要目標、政府幹部の責任の明確化、産業構造調整、重点プロジェクトなど12分野、50項目が示された。注目されるのは、政府幹部の問責を強化し、目標達成状況と幹部の人事考課を密接に連動させることを強調した点である。

《主要目標》

1. GDP1万元当たりのエネルギー消費削減量を、2015年までに標準炭換算(2005年価格換算)で0.869トンにする。これは2010年の1.034トンに比べ16%、2005年比では32%の削減。実現すれば12.5規画期に6億7,000万トンの削減となる。
2. 化学的酸素要求量(COD)を2,347万6千トンに抑制する。2010年の2,551万7千トン比8%の削減。
3. 二酸化硫黄(SO₂)を2,086万4千トンに抑制する。2010年の2,267万8千トン比8%の削減。
4. アンモニア性窒素を238万トンに抑制する。2010年の264万4千トン比10%の削減。
5. 窒素酸化物(NO_x)を2,046万2千トンに抑制する。2010年の2,273万6千トン比10%の削減。

これら主要目標は、すべて各省・市・自治区に数値目標として割り振られている。

《重点実施項目》

○省エネ・排出削減の重点実施項目

電機系統における省エネ、余熱余圧利用、石油の節約および石油代替エネルギー、省エネ建設、グリーン照明といった分野を挙げている。新たに余熱余圧による発電能力を2,000マンキロワット増設すること、公共事業における省エネ建築面積を6,000万平米にする、高効率省エネ製品の市場シェアを拡大することなどを通じ、12.5規画期に標準炭換算で3億トンの省エネを実現する。

○汚染物排出削減の重点項目

都市部の污水处理施設および関連する下水管建設の促進、脱窒素・磷の強化、污泥処理能力の増強、重点河川流域の汚染管理などを挙げている。1日当たりの全国の污水处理能力を4,200万トンに引き上げる、下水管を新たに約16キロメートル新設する、都市の污水处理率を85%にするなどの数値目標も示された。

○循環経済分野における重点項目

廃棄・旧商品のリサイクルシステム、飲食店などのゴミの資源化、開発区などの循環経済化の推進などを挙げている。資源総合利用モデル地域を100カ所、廃棄・旧商品のリサイクルのモデル都市を80カ所、飲食店などのゴミの資源化モデル都市を100カ所、それぞれ建設する目標を打ち出している。

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

【環境保全重点業務強化に関する意見】

この意見書の中で、「中国は長年持続可能な発展戦略を積極的に展開し、環境保全を重要戦略として位置付け、環境問題の解決に注力し、著しい成果を上げてきた。」と評価する一方で、産業構造と構想に非合理的な部分もあり、汚染整備の水準が低く、環境監督管理制度に不備があるなどの原因によって、環境保全を取り巻く情勢は依然として厳しく、科学的発展観を徹底的に実践し、経済成長のモデル転換を加速し、エコ社会を目指すために、環境保全重点業務の強化について、3章16項目にわたる意見を提示している。

《重点項目》

1. 環境保全監督管理水準の全面的向上

- (1) 環境アセスメント制度を厳正に実施する。
- (2) 主要汚染物質の排出削減を継続的に強化する。
- (3) 環境に対する法執行の監督管理を強化する。
- (4) 環境リスクを効果的に防止し、突発的環境事件を適切に処理する。

2. 科学的発展と市民の健康を損なう顕著な環境問題の解決に尽力

- (5) 重金属の汚染防止を強化する。
- (6) 化学物質の環境管理を厳格化する。
- (7) 原子力と放射線の安全性を確保する。
- (8) 重点分野への総合的な汚染防止対策をいっそう推進する。
- (9) 環境保全産業の発展に注力する。
- (10) 農村における環境保全を加速する。
- (11) 生態系の保護を強化する。

3. 環境保全システムの改革と刷新

- (12) 環境保全の歴史的な転換を継続的に推進する。
- (13) 環境保全にプラスとなる経済政策を実施する。
- (14) 環境保全能力を強化する。
- (15) 環境管理体制と業務システムを整備する。
- (16) 環境保全業務に対する指導と審査を徹底する。

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

【国家環境保護「第12次5カ年計画」】

第12次5カ年計画で打ち出された環境保護に関する詳細な計画書である。環境保護の主要目標、重点実施項目、重点プロジェクト、政策政府幹部の責任の明確化などが示された。この計画書でも省エネ・排出削減に関する総合工作方案でも示された政府幹部の問責強化、目標達成状況と幹部の人事考課を密接に連動させることが強調されている。

コラム：「第 12 次五カ年計画」 環境保護主要指標				
番号	指標	2010 年	2015 年	2015 年の 2010 年 比増加率、ポイント
1	化学的酸素要求量(万吨)	2551.7	2347.6	－8%
2	アンモニア態窒素排出総量 (万吨)	264.4	238	－10%
3	二酸化硫黄排出総量(万吨)	2267.8	2086.4	－8%
4	窒素酸化物排出総量(万吨)	2273.6	2046.2	－10%
5	地表水国家管理断面劣Ⅴ類 水質の割合(%)	17.7	<15	－2.7 ポイント
	七大水系国家管理断面のうち 水質がⅢ類よりも優れている 割合(%)	55	>60	5 ポイント
6	地级以上都市のうち大気質 が二級標準以上に達している 割合(%)	72	≥80	8 ポイント
注：①化学的酸素要求量とアンモニア態窒素排出総量は工業、都市生活及び農業由来の排出の総量であり、2010 年汚染源全数調査の動態的な更新結果に基づき確定した。				

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

【国家環境保護「第12次5カ年計画」】

コラム:「第12次五カ年計画」環境保護重点プロジェクト

主要汚染物質排出プロジェクト;都市の生活污水处理施設及び配管網、污泥处理処分、工業廢水汚染の予防・処理、家畜養殖による汚染の予防・処理等の水質汚染物質の排出削減プロジェクト、電力業界の脱硫脱硝、鉄鋼焼結機の脱硫脱硝、その他電力以外の重点業界における脱硫、セメント業界と工業用ボイラの脱硝等の大気汚染物質排出削減プロジェクト。

民生環境改善保障プロジェクト;重点流水域の水質汚染予防・処理及び水生生態系の回復、地下水汚染の予防・処理、重点区域の大気汚染共同予防管理、汚染を受けた場所や土壤汚染の処理及び回復等のプロジェクト。

農村の環境保護惠民プロジェクト;農村環境総合整備、農業非点源汚染の予防・処理などのプロジェクト。
生態環境保護プロジェクト。重点生態機能区と自然保護区の建設、生物多様性保全等のプロジェクトを含む。
重点分野の環境リスク予防プロジェクト;重金属汚染予防・処理、残留性有機汚染物質及び危険化学品による汚染の予防・処理、危険廢棄物や医療廢棄物の無害化処分等のプロジェクトを含む。

原子力と放射能安全保障プロジェクト;原子力安全と放射性汚染の予防・処理に関する法規、標準、体系の建設、原子力と放射能安全監督管理技術研究開発拠点の建設及び放射能環境監視、法執行能力の建設、人材育成等のプロジェクトを含む。

環境インフラ公共サービスプロジェクト;都市の生活汚染、危険廢棄物处理処分施設の建設、都市・農村飲用水の水源地の安全保障などのプロジェクトを含む。

環境監督管理能力の基礎的保障及び人材部隊建設プロジェクト;環境監視、監察、事前警告、緊急対応及び查定能力の建設、汚染源のオンライン自動監視施設の建設と運営、人材、宣伝教育、情報、科学技術及び基礎調査等のプロジェクト建設、省・市・県3レベルの環境監督管理体系の確立、健全化等を含む。

第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画

【電子情報産業“12.5”発展計画】

5章29ページから成るメイン計画と「電子基礎材料と重要デバイス」、「電子専用設備と計器」、「デジタルテレビとデジタルホーム産業」の3つのサブ計画により構成されており、今後5年間の電子情報産業の発展の方向性、重点分野、採るべき政策が示されている重要な計画書。

《発展目標》

3、省エネ及び環境保護に関する目標

コンピュータ、テレビ等の単体製品のエネルギー効率を目覚しく向上させる。生産過程のエネルギー、資源の消費を更に低減し、太陽電池級多結晶シリコンの生産における平均総電力消費量が120kWh/kgを下回り、プリント基板産業の銅のリサイクル率を80%以上に向上させ、水のリサイクル率を30%以上に向上させる。鉛、水銀、カドミウム等の有毒有害物質の使用を効果的に抑制する。廃棄電器電子製品の回収処理及び再利用率を顕著に向上させる。

《主要任務》

6、環境配慮型の製造を積極的に推進し、産業の持続的で健全な発展を実現

「発生源での規制」及び「末端での整備」を特に強調し、製品のライフサイクル全体における環境配慮型発展モデルを構築する。産業の環境配慮型発展技術による支援及び公共サービスに関するプラットフォームを構築し、省エネクリーン生産技術及び工程の研究開発を強化する。各産業の特徴を考慮して、環境影響評価システム及びエネルギー効率基準体系を構築する。低炭素・環境保護型電子製品の標準及び検査レベルを向上させ、有毒有害物質の使用を削減する。「三廃（廃ガス、廃水、固体廃棄物）」の排出を厳格に規制し、電子製品の回収、処理及び再利用の実施を奨励する。

レジュメ

- ◆ 2011年の中国経済と環境目標の達成状況／
2012年の主要計画・任務
- ◆ 第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画
- ◆ 中国市場における諸課題の現状と今後の対応
(参考)
- ◆ 2011年の中国電子情報産業の動向
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所のご紹介
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所としての今後の着目点

中国ビジネスにおける諸課題

- 中国における電子情報産業等分野におけるビジネス環境は、中国の経済成長とともに大きく変化し、より広範かつ複雑な問題を数多く抱えている。
- 特に中国が不安定な外需への依存から内需への転換を進めていく中で、国内産業の保護育成を目的とする政策が次々と打ち出されている。
- また、情報セキュリティ製品の強制認証やインターネットを通じた情報に対する規制強化など一般の経済取引に影響を及ぼす問題も散見される。
- こうした厳しいビジネス環境の中でも、世界の成長エンジンである中国市場での競争に打ち勝っていくことが我が国産業界にとって喫緊の課題。

中国ビジネスにおける諸課題

(電子情報産業等分野における主な課題)

- ・外国企業・製品を差別的に扱う政府調達制度
- ・国家自主创新製品認定制度
- ・情報セキュリティ強化を目的とした独自制度の推進
- ・省エネ・環境保護を目的とした規制の強化
- ・知的財産権保護問題／模倣品・海賊版対策
- ・レアアースの輸出規制
- ・中国独自の基準・標準化の推進
- ・インターネット及びこれを通じた商取引やコンテンツに対する規制強化
- ・省エネ・環境分野における新たなビジネス市場への参入（物聯網、スマートシティ構想等）

レアアースの輸出規制

○中国政府は2006年からレアアース製品の輸出割り当て管理制度を強化し始めていたが、2010年以降は輸出割当量を大幅に削減するなど管理の強化を進めていた。この背景には、違法採掘が横行し、かつ割当を上回る輸出がなされていたことや国内の業界再編が地方政府の抵抗などによりなかなか前に進まないことなどがあると言われている。

○2012年3月13日、日本は 米国及びEUとともに、中国がレアアース・タングステン及びモリブデンに関して行っている輸出規制について、中国に対し、WTO協定に基づく協議を要請した。

○現時点における中国の報道は、各紙ともに、政府責任者や国内外の学者のコメント紹介を通し、中国のレアアース輸出規制は資源や環境保護を目的としたものであり、正当なものであるという中国側の従来の立場を繰り返す論調が基本となっている。

今回の日米欧の動向に対する中国側の対応としては、強硬に抵抗すべきだとする主張がある(1. 環球時報)一方、世界各国がレアアース供給について、中国とともに協力していくことを求めるといった主張(2. 人民日報)も見られる。

○全体的には予想以上に冷静な反応と見受けられるが、今後の政府や世論の動きには十分な注意が必要と思われる。

省エネ・環境保護を目的とした規制の強化

【参考】中国のエレクトロニクス機器に関する環境関連法規

環境保護法

(1989年)

固体廃棄物環境汚染制御法

(1995年)

工業廃棄物
危険廃棄物
都市生活ゴミ

2005年4月1日施行
拡大生産者責任制を導入

《廃棄家電回収処理管理条例》

【中国版WEEE】

2009年2月25日公布、2011年1月1日施行

クリーン生産促進法

(2003年)

設計段階からのクリーン（清潔）
生産と生産過程における汚染物、
廃棄物の減少

《再生資源回収管理弁法》 商務部（部門規章）

2007年3月27日公布、2007年5月1日施行

《電子廃棄物環境汚染防止管理弁法》 国家環境保護総局（部門規章）

2007年9月27日公布、2008年2月1日施行

循環経済法

(2009年)

減量化、再利用、資源化活
動の規範

《電子情報製品汚染制御管理弁法》

【中国版RoHS】

2006年2月28日公布、2007年3月1日施行

《欧州RoHS対応の輸出検査基準》

国家質量監督検疫総局、国家認証認可監督管理委員会（公告）

2005年7月28日公布、2006年1月18日施行

省エネ・環境保護を目的とした規制の強化

○電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版R o H S）

・ 2006年2月28日、情報産業部（現・工業情報化部）は、関係省庁との連合で制定した「電子情報製品汚染制御管理弁法」（情報産業部39号部令）を公布。2007年3月1日から施行し、第1ステップとして、①電子情報製品の設計及び生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの等の採用、②中国市場に投入される電子情報製品について、製品上あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有毒物質の名称、含有量等を注記させる規制を実施。

・ 第2ステップとして、電子情報製品汚染制御重点管理目録に指定された製品は6種類の有毒製品の使用を禁止あるいは制限することとし、中国強制認証制度（3C認証制度）の対象として管理することとしていたが、これがとん挫。

・ 現在は法律の改正や対象製品の拡大を含めた新たな制度が検討されているが、先行する欧州の制度とは異なる中国独自の制度が検討されており注意が必要。

○廃棄電機電子製品回収管理条例（中国版W E E E）

・ 2009年2月25日、環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部、財政部など9省庁が連合で制定した「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（国務院令第551号）が公布された。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5製品を対象に2011年1月1日から条例が施行されているが、政府専用基金の管理など関連法制度の整備が遅れ本格的な実施には至っていない。近々、基金管理に関する弁法が公布され、今年下半期には執行されるとの情報がある。

中国の製品環境規制動向

(はじめに)

製品環境規制に関連する制度の最近の動向としては、新化学物質環境管理弁法の改正(中国版REACH)、電子情報製品汚染制御管理弁法(中国版RoHS)、廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版WEEE)などが挙げられる。ここでは中国版RoHS及び中国版WEEEの最近の動向と課題について紹介する。

(制度担当部署の変遷)

中国における両制度の検討は2001年に開始されたが、当初は情報産業部と国家経済貿易委員会が担当し両制度は密接な関係を保って検討されていた。その後の省庁再編等により2008年から中国版RoHSは工業と信息化部が担当し、中国版WEEEは2003年から国家発展改革委員会が引き継いだ。2008年からは環境保護部の担当となっている。

中国の製品環境規制動向／中国版RoHS (基本情報)

法律 電子情報製品汚染制御管理弁法(現行法)
公布 2006年2月28日 情報産業部39号部令
施行 2007年3月1日

所管 情報産業部(現・工業と情報化部)、国家発展改革委員会、商務部、
税関総署、工商総局、質検総局、環境保護総局(現・環境保護部)

規制内容

第1段階

鉛、水銀、カドミニウム、6価クロム、PBB、PBDEの6物質の含有物質の
名称、含有量等の標識を明示

施行時期: 2007年3月

対象製品: 電子情報製品分類に登録された製品
家電製品は対象外



第2段階

強制認証(CCC認証)を適用

公布時期: 未定

対象製品: 重点管理目録に登録された製品



中国の製品環境規制動向／中国版RoHSの現状

2009年10月9日 電子情報製品汚染制御重点管理目録(第1次、征求意见稿)

意見募集 ← 未制定

対象製品:携帯電話、固定電話、プリンター

2010年5月18日 国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証に関する
実施意見公表

2010年7月16日 電子・電気製品汚染制御管理弁法(征求意见稿)意見募集
← 未制定

2011年8月16日 国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証製品目録
及び例外要求(征求意见稿)意見募集

2011年8月25日 国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証実施規則、
製品目録及び例外要求公布

対象製品:コンピュータ、プリンター、テレビ、携帯電話、
固定電話の完成品、部品、材料

中国の製品環境規制動向／中国版RoHS

（国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証実施規則）

公布 2011年8月25日、施行 2011年11月1日

所管 国家認証認可監督管理委員会（CNCA）

適用範囲

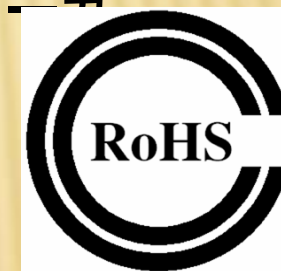
製品目録中の完成機・組立部品・構成部品及びコンポーネント・材料の汚染制御認証に適用。

認証の種類 任意

今後の課題

○検査機関リストや検査費用等が未公表。

○検査にかかるコスト、時間、労力が製造メーカーにとって大きな負担となる可能性。



A B C D E

図1 国家推進汚染制御認証表示

中国の製品環境規制動向／中国版RoHS (電子情報製品汚染制御管理弁法の改訂)

工業信息化部によれば、電子情報製品汚染制御管理弁法の改訂作業が終了し、春節休暇明けには部内会議に諮る予定であり、早ければ2012年上半期には公布できるとの見通し。

改正内容

- 適用範囲を「電子情報製品」から「電子電気製品」に拡大。
- 「重点管理目録」を「基準達成製品管理目録」に修正。
- 「3C認証」により管理する旨の規定を削除し法律の裁量を拡大。
- 国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証制度の明確化。

今後の課題

- 2011年初頭より日本の業界団体及び中国外商投資企業協会が連携して提案している「電子電気製品汚染制御企業宣言規則」の導入。

中国の製品環境規制動向／中国版WEEE (基本情報)

法律 廃棄電器電子製品回収処理管理条例

採択 2008年8月20日 国務院第23回常務会議

公布 2009年2月25日 国務院令第551号

施行 2011年1月1日

対象 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン

所管 9省庁の共管

環境保護部、国家発展改革委員会、
工業信息化部、商務部、財政部、
工商総局、質監総局、税務総局、税関総局

* 基金管理に関する法律が公布されていないため、実質的には機能していない。

中国の製品環境規制動向／中国版WEEEこれまでの経緯

2010年9月8日 『廃棄電器電子製品処理目録(第1次)』及び『廃棄電器電子製品処理目録の制定と調整に関する若干の規定』公布(9/8 国家発展改革委員会公告2010年第24号)

2010年9月27日 『廃棄電器電子製品処理発展計画(2011-2015)の組織編成に関する通知』公布(9/27 環境保護部通知【2010】第135号)

2010年11月15日 『廃棄電器電子製品処理発展計画制定ガイドライン』公布(11/15 環境保護部公告2010年第82号)

2010年11月16日 『廃棄電器電子製品処理企業に対するガイドライン』公布(11/16 環境保護部公告2010年第83号及び第84号)

2010年12月9日 『廃棄電器電子製品処理企業資格審査及び許可に関するガイドライン』公布(12/9 環境保護部公告2010年第90号)

2010年12月15日 『廃棄電器電子製品処理資格弁法』公布(12/15 環境保護部令第13号)

中国の製品環境規制動向／中国版WEEEこれまでの経緯

2010年12月21日 『廃棄電器電子製品処理目録(第1次) 税関商品適用コード』 公布

(12/21 国家発展改革委員会公告2010年第30号)

2010年12月27日、環境保護部は『廃棄電器電子製品回収処理管理条例』を予定通り2011年1月1日から実施することをプレス発表。同発表によれば、同条例の円滑な実施を保障・支持するため、環境保護部等は近日中に関連政策の準備が終了する。

2011年4月 電気電子製品廃棄物処理基金徴収使用管理弁法(征求意见稿)意見募集
← 未制定



2011年1月1日 廃棄電器電子製品回収処理管理条例施行
未定 回収業者の認可基準に関する規則(商務部)

中国の製品環境規制動向／中国版WEEE (廃棄電器・電子製品目録(第一次))

1. テレビ

ブラウン管(白黒、カラー)テレビ、プラズマテレビ、液晶テレビ、リアプロジェクションテレビ及びその他の、信号を受信し映像及びこれに伴う音声を再現するのに使用する端末装置。

2. 電気冷蔵庫

冷凍冷蔵庫(キャビネット)、冷凍庫(キャビネット)、冷蔵庫(キャビネット)及び冷却システムとエネルギー消費により冷熱エネルギーを得るその他の断熱箱体。

3. 洗濯機

バルセータ式洗濯機、ドラム式洗濯機、かくはん式洗濯機、脱水機及び機械的作用によって衣類を洗浄する(衣類乾燥機能を兼ね備えたものを含む)その他の機器。

4. 室内空調機

全体空調機(ウィンドウエアコン、壁埋込形)、セパレートタイプエアコン(セパレートタイプ壁掛形、セパレートタイプ床置形)、マルチタイプエアコン及び冷却能力が14000W以下のその他の室内空気調節機器。

5. マイクロコンピュータ

デスクトップ型マイクロコンピュータ(ホスト・モニターセパレート型または一体型、キーボード、マウス)、ポータブルマイクロコンピュータ(PDA含む)等の情報事務処理を行う実体。

注:『目録』にリストアップされた輸出入電気電子製品に適用する税関商品コードは国家発展改革委員会が海関総署、環境保護部等の関連部門と共同で別途公布する。

中国の製品環境規制動向／中国版WEEE (電気電子製品廃棄物処理基金徴収使用管理弁法案)

財政部が担当していた徴収基金の徴収金額や徴収方法等に関する調整が難航していた電気電子製品廃棄物処理基金徴収使用管理弁法案の起草がようやく終了し、春節休暇明けに公布される見込み。現時点での弁法案の主な内容は以下のとおり。

- 基金納付義務を履行する電気電子製品生産者の定義は自主ブランド生産企業とOEM企業が併記された。
- 輸出製品は基金の徴収が免除された。
- グリーン認証製品に対する基金徴収額の減免が見送られた。
- 生産者の自主回収に対しても補助金が支給されることが規定された。ただし補助金の標準額は別途定められることになった。
- 基金徴収標準(当初の案より大幅に引き下げられた)
テレビ13元、パソコン10元、冷蔵庫12元、洗濯機7元、エアコン7元
- 基金補助金標準
テレビ85元、パソコン85元、冷蔵庫80元、洗濯機35元、エアコン35元
- 弁法の施行日 2012年7月1日

外国企業・製品を差別的に扱う政府調達制度

- 中国は巨大な政府調達市場を有し、その規模は年々拡大している。
2008年5990億元(7.8兆円)→2009年7000億元(約9.1兆円)
- 一方で、WTO政府調達協定に未加入であり、政府調達法(国内法)で国内産品を優遇する措置を講じている。
- 2010年に公表された「政府調達法実施条例案」や「政府調達国内製品管理弁法案」においても国内産品優先(輸入品排除)の姿勢が色濃く反映されている。
- 中国は2007年に政府調達協定への加盟交渉を開始したものの、提案した約束の内容は不十分なものであった。2010年7月に約束内容を再提案したものの加盟国からの賛同は得られなかったため、あらためて約束内容を再提案することになっている。
- 国内の法整備についても、ここ1年以上ほとんど進展が無い。



- WTO政府調達協定への早期加盟。
- 政府調達に関連する各種法制度の改正 ⇒ 政府調達市場の開放

国家自主創新製品認定制度

- 中国の自主創新製品認定制度は、特定のハイテク製品に対して、中国での知財権や商標を有していること等を条件に「国家自主創新製品」に認定し、政府調達の際に優遇を行う制度。
- 日米欧各国政府及び産業界からハイテク製品の政府調達における内外差別の動きに対し強い懸念が中国政府に伝えられた。各国等の反発を受け、2010年5月、各業界からの意見を検討した上で改善し、追って発表する旨通知を発出した。
- 2010年11月に財政部及び科技部よりあらためて各国の意見が聞きたいとの要請があり、JEITA北京事務所が説明会に参加し、後日、中国日本商会の意見書を取りまとめ財政部に提出。
- 2010年12月にワシントンで開催された米中商務通商合同委員会(JCCT)において、中国は中国国内の外資企業の製品を政府調達において平等に取り扱うこと、国家自主創新製品リストを外国製品に対する差別目的では利用しないことをコミット。さらに米国は、2011年に入り、胡総書記の訪米、JCCT等の場を通じ「国家自主創新製品認定制度」と政府調達制度をリンクさせないことを確認。



- 先行的に施行されている地方政府の自主創新制度の改廃状況モニタリング。

情報セキュリティ強化を目的とした独自制度の推進

- 中国のいくつかの情報セキュリティ制度について、日本の電子情報等産業が中国でビジネス展開する際に技術の情報開示(ソースコード)が義務付けられていることが参入障壁となっている。このため日本及び欧米諸国が中国政府に様々な働き掛けを実施してきている。
- 2010年5月に施行された情報セキュリティ製品13品目に対する中国強制認証制度(CCC)については、対象となる製品が各国の働きかけにより中国国内の全ての製品から政府調達製品に限定(国有企業は対象外)され、これによりビジネス面での直接的な影響は相当程度緩和。他方、施行から9カ月が経過しても日本の企業は認証の申請さえ行っておらず、この制度が外国企業の製品を排除するものとなっている。
- また、中国政府は、情報インフラを規制する「情報セキュリティ等級管理弁法(MLPS)」(2007年公布)の本格実施や中国で使用する電子暗号を規制する「商用暗号管理条例」の改正に向けて準備を行っている。



- CCC制度の対象機関の拡大、対象品目の追加に関する動向の把握。
- 中国のCCRA(Common Criteria Recognition Arrangement)への早期加盟の働きかけ、官民による対話の継続。
- 新たな規制導入に関する動向の把握、欧米諸国との連携。

中国独自の基準・標準化への対応

海外JISCリエゾンについて

正式名称：日本工業標準調査会専門委員

発令期間：2010年9月～2012年8月

ミッション：

○電子・IT産業等の分野における中国基準認証機関（SAC、CNCA、CESI等）の活動動向調査

- （１）電子・IT産業等の分野に関する中国基準認証機関との意見交換
 - ・ SAC, CNCA等と我が国の間で実施する定期協議への参加。
 - ・ SAC, CNCA, CESI等が主催する各種セミナー等への参加、同セミナー等の機会を利用した情報交換。話題については経済産業省より適宜インプット。
- （２）電子・IT産業等の分野に関する中国基準認証機関の活動報告等の情報収集
 - ・ 各種レポート、年次報告等の情報収集。
- （３）電子・IT産業等の分野に関する現地日系企業の規格策定委員会への参加状況の情報収集
 - ・ 現地日本人商工会の会議等の機会を利用し、情報収集。
- （４）電子・IT産業等の分野に関する米国・欧州の中国駐在事務所との情報交換
 - ・ AMCHAM, USITO, EUCHAMBER等の中国駐在事務所関係者等との情報交換。

○電子・IT産業等の分野に関する中国政府機関（AQSIQ、MIIT等）の動向調査

- ・ 政府間協議等への参加・フォロー。

中国独自の基準・標準化への対応

北京における標準分野の活動について

○標準懇談会の開催

同じく海外JISCリエゾンを務めるNEDO北京事務所後藤所長と共催で在中国日系企業を集め不定期に開催。

○北東アジア標準協力フォーラムへの参加

日中韓の標準関係の政府当局・団体が集い三国間の標準協力について話し合う同フォーラムに参加。日中政府間バイ協議にも参加。

○標準関係の情報収集・情報発信

国家標準化委員会(SAC)や工業信息化部(MIIT)が策定する標準に関する年度計画等の情報収集および発信。

○中国政府のパブリックコメントに対する意見書の提出

特許に係る国家標準の策定に関する管理規定案に関するパブコメなどに対して、中国日本商会及び日本の関係団体名での意見書のとりまとめ、提出。

○個別の標準化案件に関する相談や調整など

- ・電子電気製品分野における省エネ・環境絡みの標準策定
- ・情報セキュリティ製品における標準策定
- ・LED照明、配線器具における標準策定
- ・中国における標準策定委員会への日系メーカーの参加の働きかけ

中国ビジネスにおける諸課題への対応

中国における多くのビジネス環境上の課題を克服していくためには、各企業で個別に中国政府等と相対していくことは、今まで以上に困難が伴い限界がある。したがって産業界共通の課題については、中国日本商会やJEITA/JLMC会員企業が連携して対応していくことが有効な方法。

また、我が国産業界だけでは解決が困難な問題も数多く存在するため、日本政府や米国・欧州・韓国などの関係機関と連携を図っていくことも重要。

(日本としての取り組み)

- ・中国日本商会調査委員会が発行している「中国経済と日本企業白書」の編集・執筆に積極的に協力し電子情報産業分野の提言を盛り込んでいく。
- ・上記提言のフォローアップや米欧並みの情報収集・ロビー活動を活発化させるため、環境や標準といった新たな課題分野別の検討チームを創設することも一案。現在は在中国JEITA会員企業の環境担当責任者との間で定期的な意見交換会を開催。
- ・在中国・日本大使館や経済産業省等日本政府との連携強化。

中国経済と日本企業2011年白書

「中国経済と日本企業2011年白書」目次

第1部	執筆項目
第1章	「中国経済の動向（マクロ情勢、貿易、投資）」
第2章	「金融・財政動向」
第3章	「貿易・通関上の問題点」
第4章	「税務・会計上の問題点」
第5章	「労務上の問題点」
第6章	「知的財産権保護の現状と問題点」
第7章	「省エネ・環境産業・市場の現状と課題」
第8章	「技術基準・認証の現状と課題」
第9章	「技術・イノベーションの現状と課題」
第10章	「国内物流に関する問題点」
第11章	「政府調達の現状と課題」
第10章	「CSRの現状」
第2部	各産業の現状・建議
第1章	農林水産業・食品
第2章	鉱業・エネルギー
第3章	建設業
第4章	製造業
	⑦家電
	⑧事務機器
	⑨電子部品・デバイス
	⑩自動車
第5章	情報通信業
	①情報通信
	③ソフトウェア
第6章	運輸業
第7章	流通・小売業
第8章	金融・保険業
第9章	観光・レジャー
第3部	地方経済の現状問題点
第1章	華北地域（北京、天津、山東）
第2章	華東地域（上海、江蘇、浙江）
第3章	華南地域（広州、深セン、東莞など）
第4章	東北地域（瀋陽、大連など）
第5章	中西部地域（武漢、成都、重慶など）

中国ビジネスにおける諸課題への対応

(米欧韓加との連携)

- ・米欧や韓国においても、こうした中国ビジネス環境の変化に対処するため、IT分野の民間組織の充実を図りつつ中国政府からの情報収集やロビー活動を活発化させている。米欧関係機関からは中国日本商会及びJEITA/JLMC北京事務所に対して、情報セキュリティ製品の強制認証問題に限らず様々な分野での連携を求められている。こうした連携を強化して課題を解決していくことが重要。

米国 中国美国商会 (AMCHAM)、美国信息産業機構 (USITO)

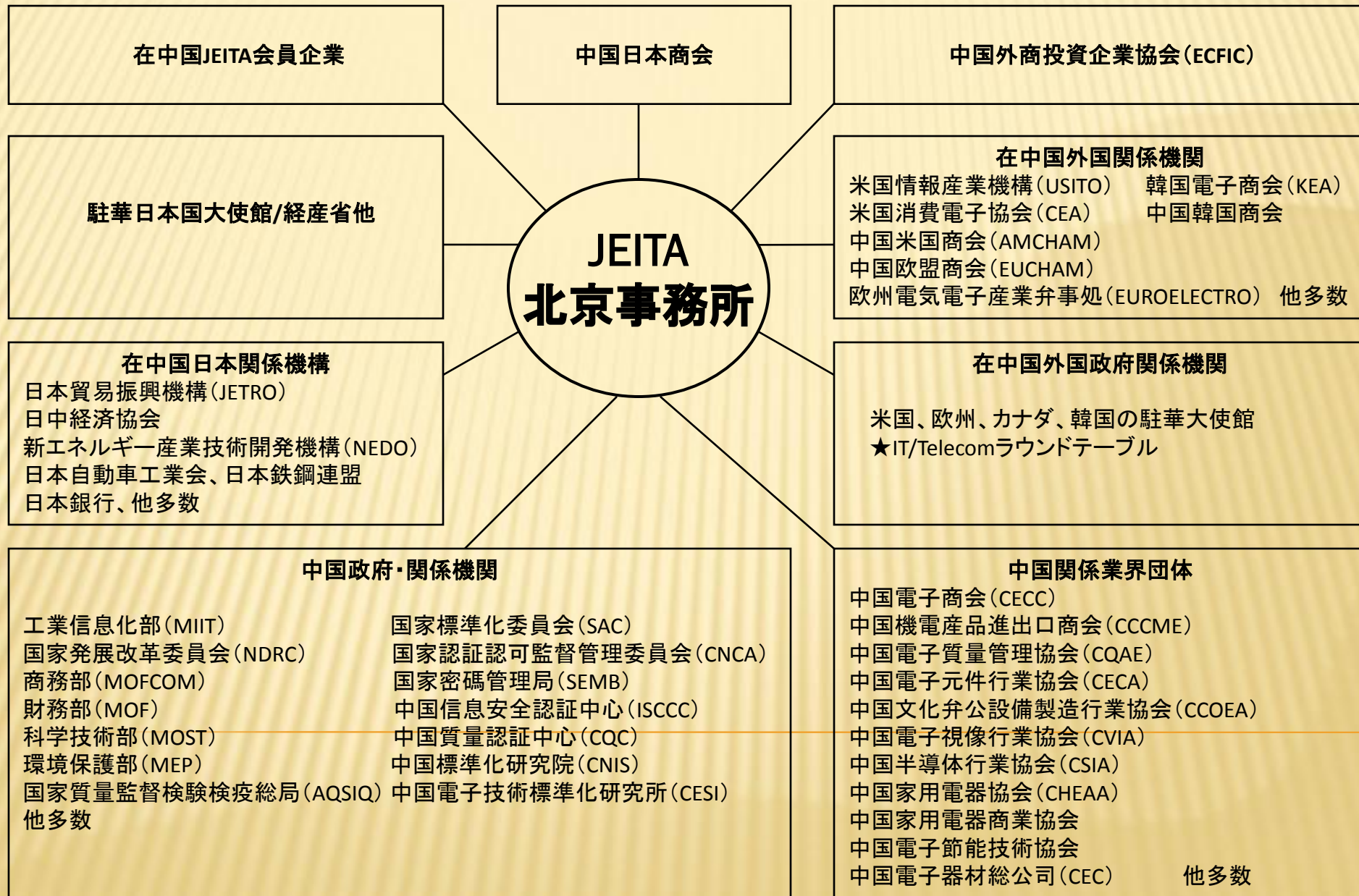
欧州 中国欧盟商会 (European Chamber)

韓国 中国韓国商会 (KORCHAM)、韓国電子協会 (KEA)

中国外商投資企業協会 (ECFIC)

日米欧加韓の5極大使館及び産業界代表によるIT/Telecom Round Tableへの参加。

JEITA/JLMC北京事務所のコミュニケーションネットワーク@北京



レジュメ

- ◆ 2011年の中国経済と環境目標の達成状況／
2012年の主要計画・任務
- ◆ 第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画
- ◆ 中国市場における諸課題の現状と今後の対応
(参考)
- ◆ 2011年の中国電子情報産業の動向
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所のご紹介
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所としての今後の着目点

2011年の中国電子情報産業の動向／概況

○中国の電子情報産業は、昨年に引き続き好調に推移。外需の伸びの鈍化を内需の拡大、固定資産投資の大幅な増加が補う形になっている。

○工業信息化部の分析によれば、①電子情報産業は先導的地位を維持し、経済への貢献が日増しに強まっている、②産業規模は持続的に拡大し、構造調整が着実に進んでいるとして肯定的な評価が目立つが、2012年は更なる外需の伸びの鈍化や国内消費刺激策の終了に伴う国内販売の伸び悩み等が予想される。

2011年1～9月中国電子情報産業の主要経済指標

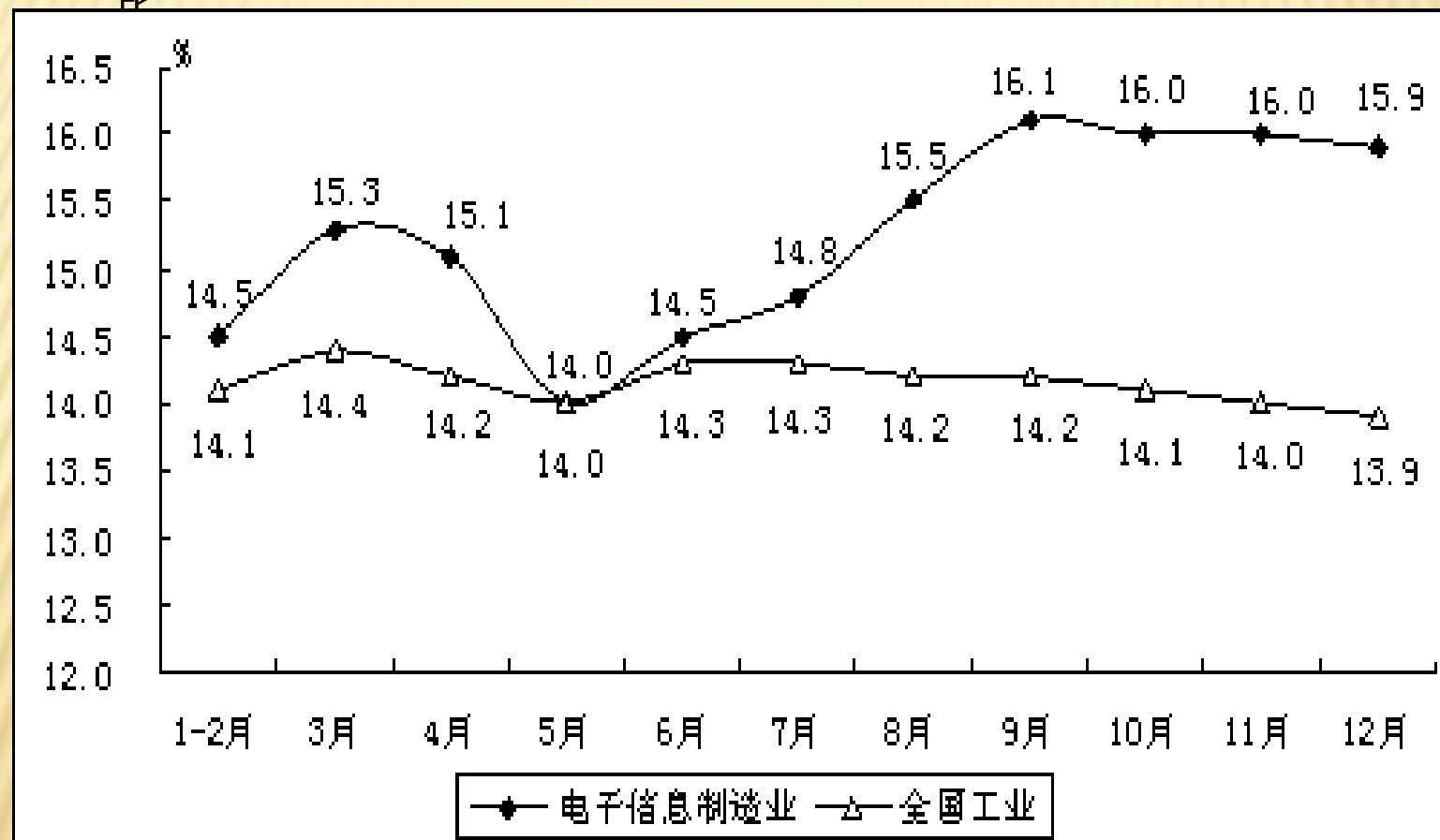
指 標	単位	金額	成長率%
工業成長率			15.9（16.9）
主要営業収入 製造業	億元	74909	17.1（29.5）
“ ソフトウェア産業	億元	18468	35.9（31.3）
利益総額	億元	3300	16.8（57.7）
固定資産投資	億元	8183	56.0（44.5）
輸出入総額	億ドル	11292	11.5（31.2）
輸出額	億ドル	6612	11.9（29.3）
従業員数	万人	940	6.8（13.1）

（ ）内は2010年の成長率

2011年の中国電子情報産業の動向／電子情報製造業

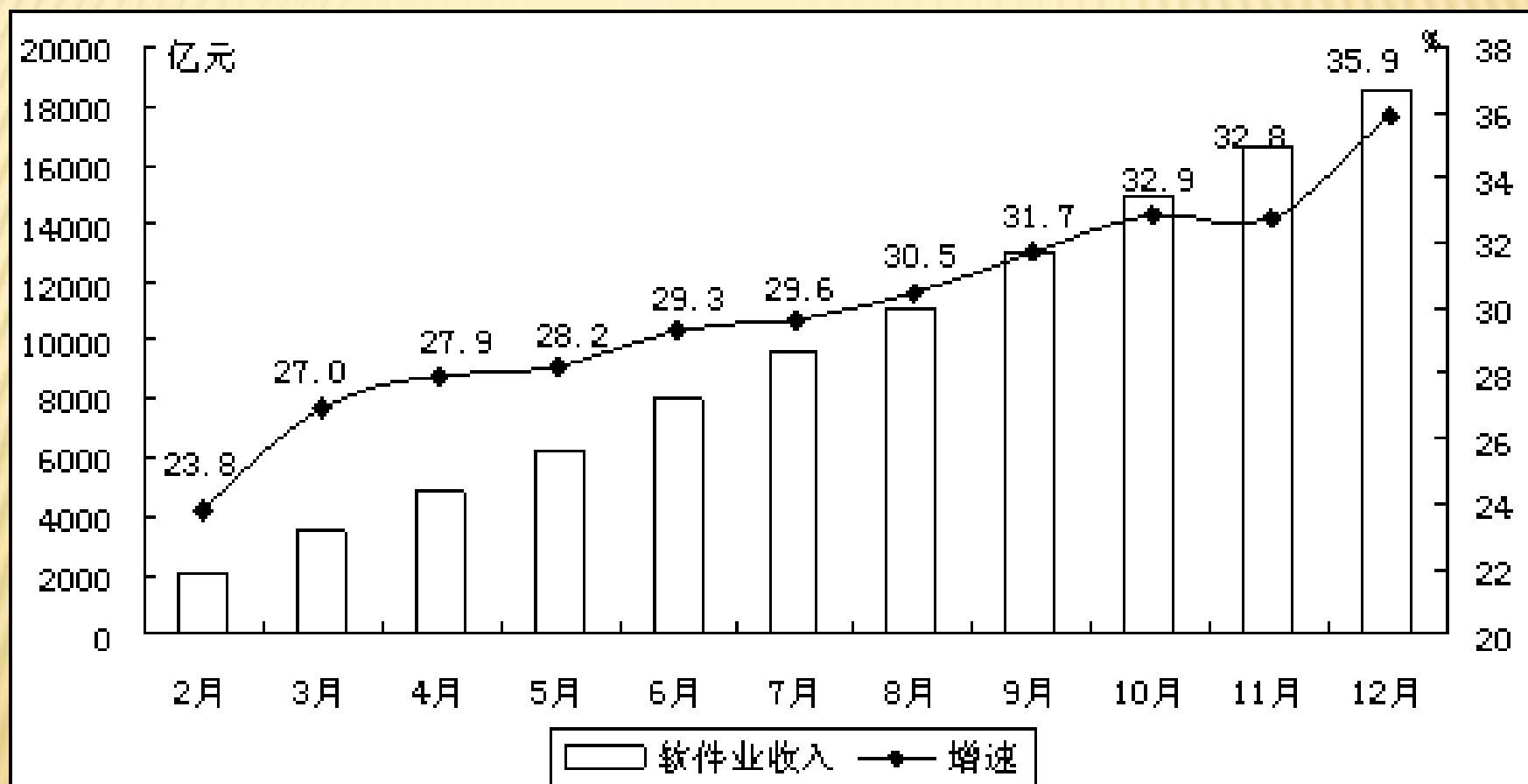
一定規模以上の電子情報製造業と全国工業の増加値の月別成長率の対

比

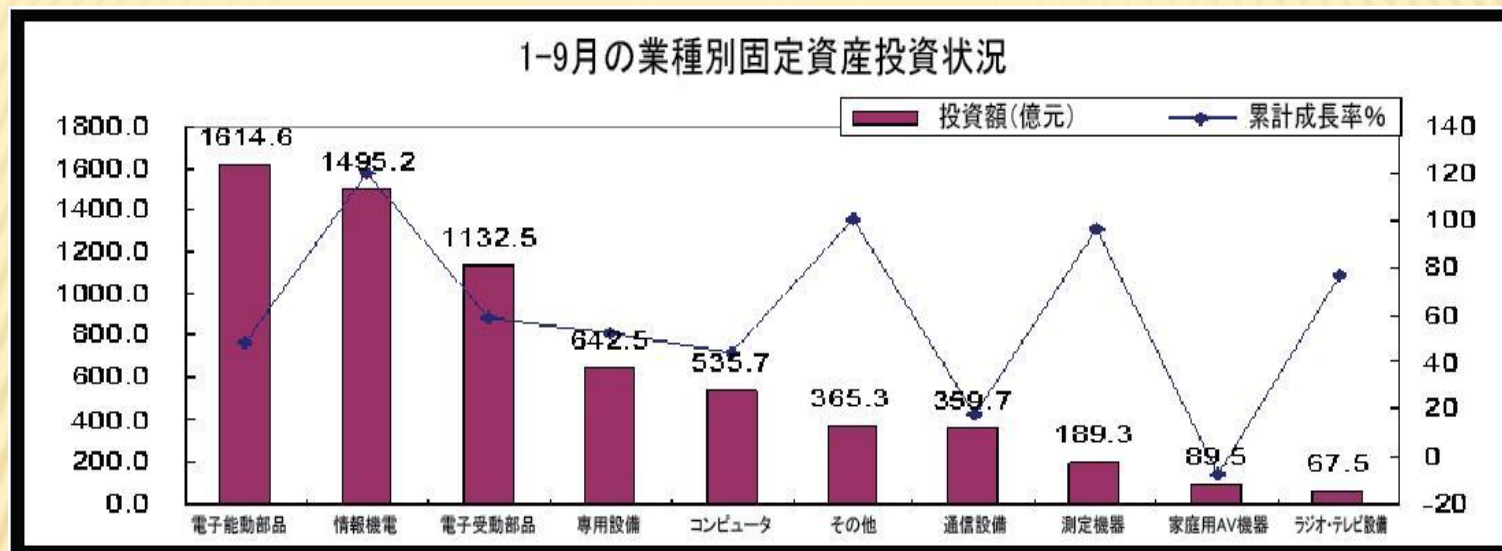


2011年の中国電子情報産業の動向／ソフトウェア産業

2011年ソフトウェア産業累計収入達成状況



2011年の中国電子情報産業の動向／固定資産投資（1～9月）

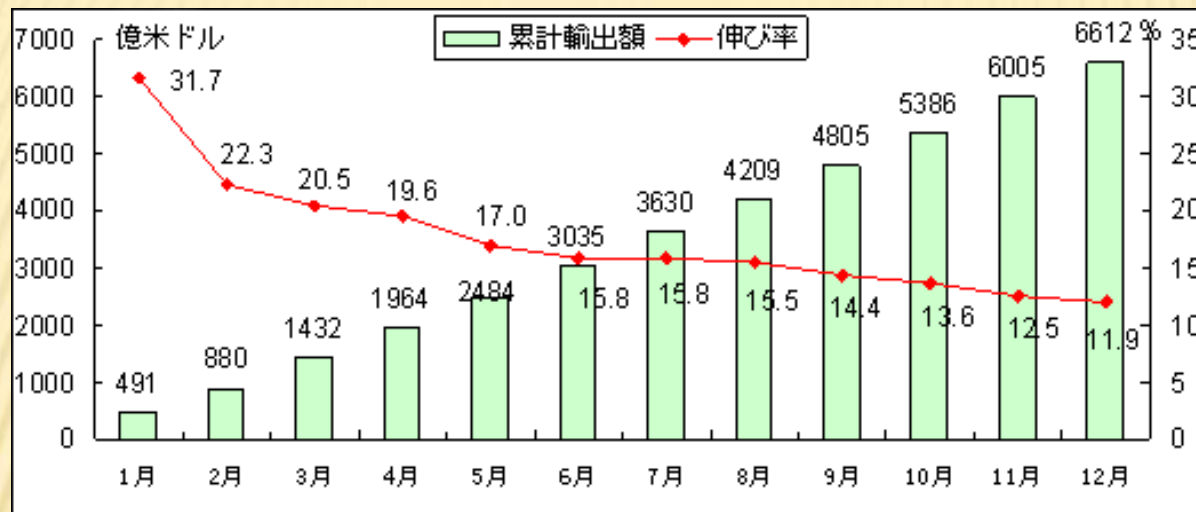


2010年・2011年の1～9月における一部業種における投資成長率の比較

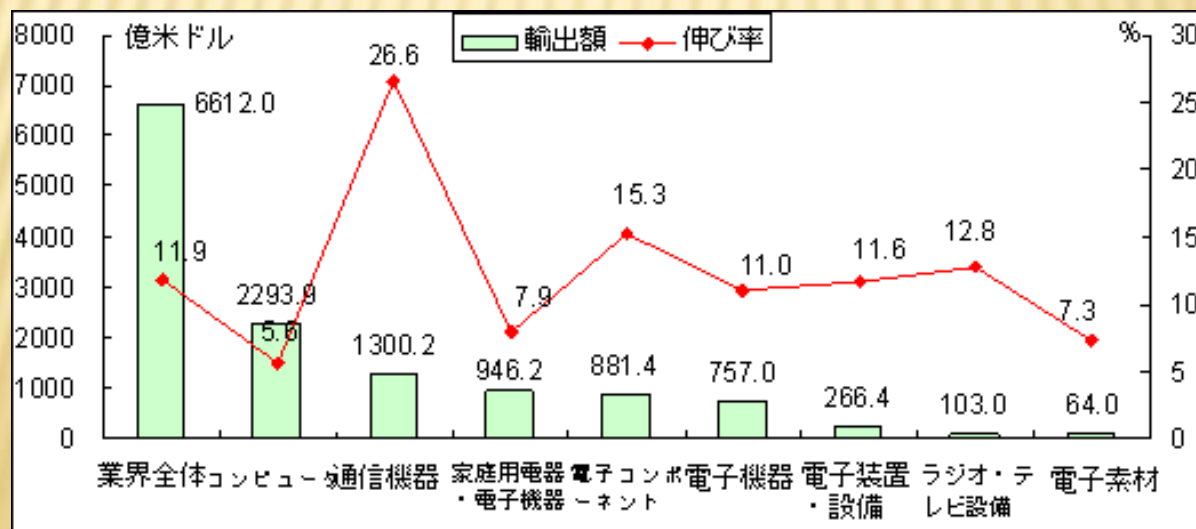
	全業種	電子能動部品	電子受動部品	コンピュータ	家庭用AV機器	通信設備
2010年	42.3	64.3	23.2	83.8	48.2	15
2011年	62.4	48.1	58.6	44.3	-7.7	17.6

2011年の中国電子情報産業の動向／電子情報製品輸出

2011年1-12月の我が国の電子情報製品累計輸出状況

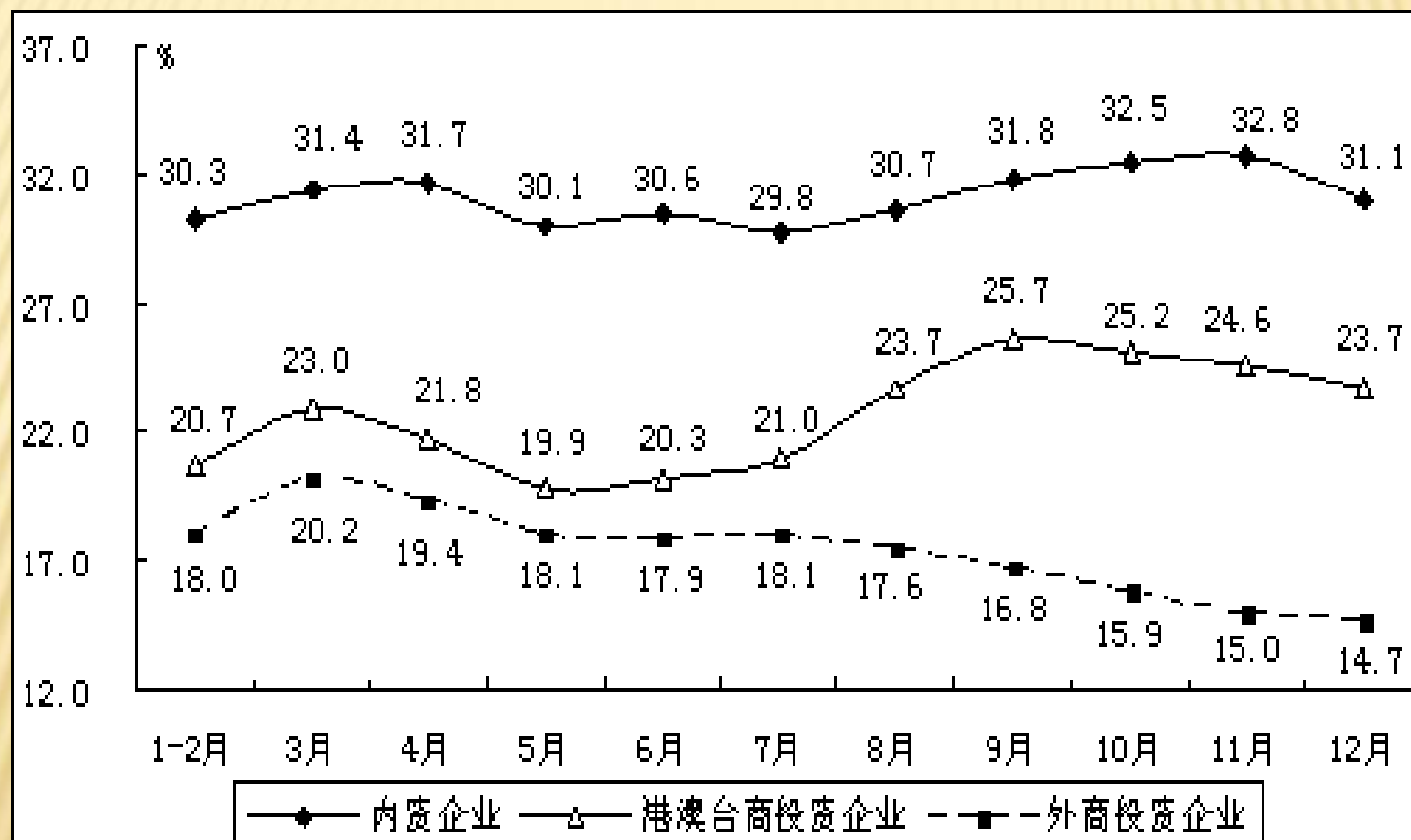


2011年の各業界の輸出状況比較



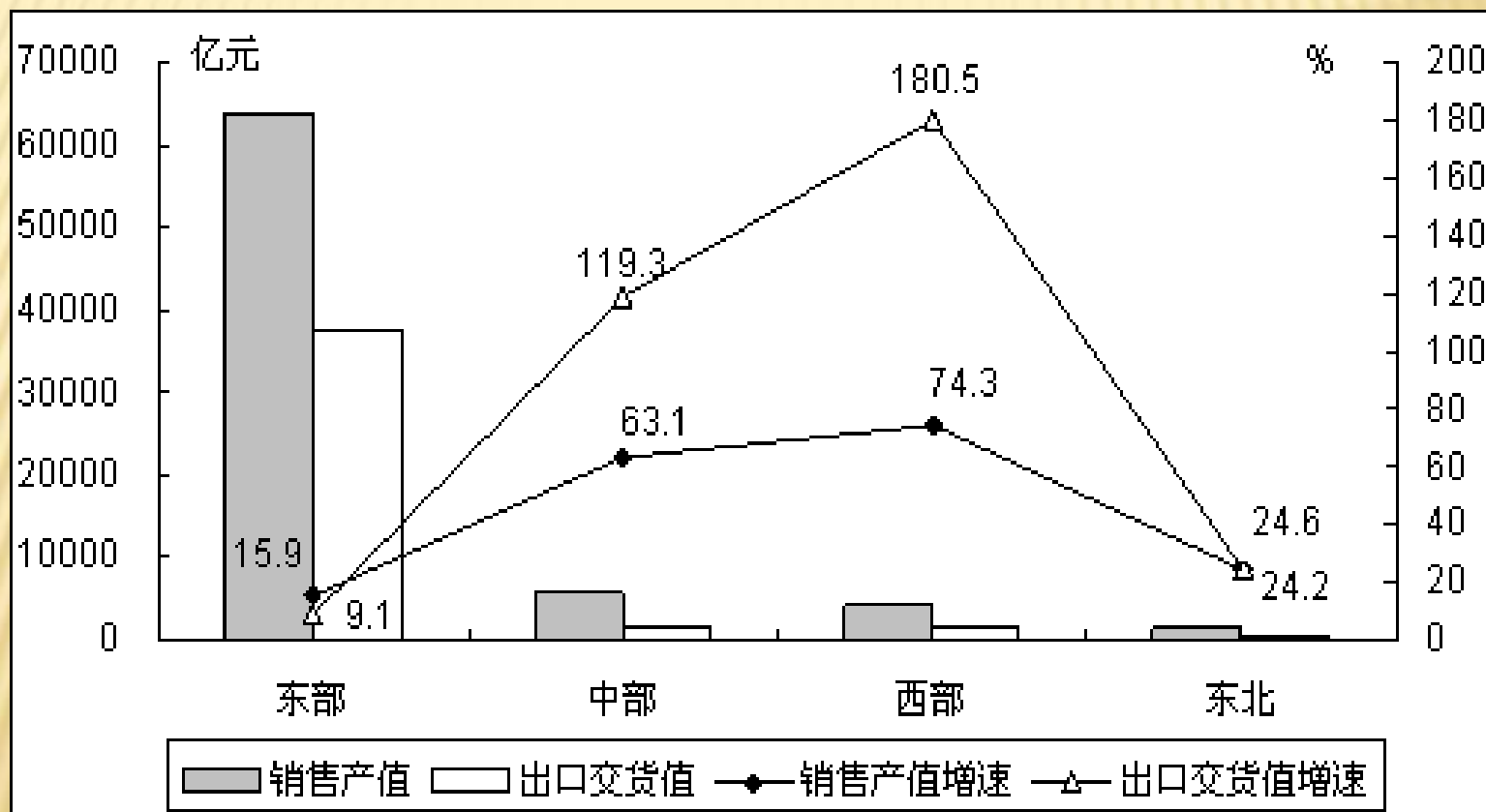
2011年の中国電子情報産業の動向／企業形態別売上高成長率の比較

2011年電子情報製造業の各累計企業の売上
高累計成長率の比較



2011年の中国電子情報産業の動向／地域別動向

2011年、東部、中部、西部、東北部の電子情報製造業発展動向の比較



中国電子情報産業／2012年注目すべき点

○自主イノベーションの不足、コア技術の不足により、産業発展が制限されている。

○国内のコスト面での優位が徐々に減少しつつあり、原材料価格、人件費は上昇を続けており、人民元切上げ圧力も増大しており、沿海地域の用地が不足してきており、従来型製造業拠点の地位が課題に直面している。

○業界の発展秩序が規範化されていないことであり、一部分野では重複建設が顕著であり、価格競争等のローエンド競争を依然として続けており、製品品質やアフターサービスの問題が依然として顕著である。

○産業の発展は国際市場ニーズの疲弊、貿易保護主義の台頭、世界規模の情報技術産業競争の激化等の困難に直面しているが、同時に国内市場の安定成長、情報化構築の全面的な深化、産業構造の持続的調整等のプラス要素も存在することから、2012年の産業発展成長率は2011年と基本的に同水準になると予想。

(出所)工業信息化部運行監測局資料より抜粋

レジュメ

- ◆ 2011年の中国経済と環境目標の達成状況／
2012年の主要計画・任務
- ◆ 第12次5ヵ年計画期間中の省エネ・環境分野に関する主要な発展計画
- ◆ 中国市場における諸課題の現状と今後の対応
(参考)
- ◆ 2011年の中国電子情報産業の動向
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所のご紹介
- ◆ JEITA/JLMC北京事務所としての今後の着目点

JEITA/JLMC北京事務所について

概 要

電子情報技術産業協会(JEITA)北京事務所は、米国(NY)、欧州(ブラッセル)に次ぐ第3番目のJEITA海外事務所として2004年9月に開設されました。事務所は日本貿易振興機構(JETRO)北京センターの中にあり、JETROとの共同事務所の形態をとっています。

2008年4月からは、*軽機械センター(JLMC)北京事務所としても活動を開始しています。

所在地 中国北京市朝陽区建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003
TEL.010-6513-9015 FAX.010-6513-7079

* JLMC構成団体: カメラ映像機器工業会(CIPA)、ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)、日本時計協会(JCWA)、日本機械輸出組合(JMC)、日本縫製機械工業会(JASMA)、日本望遠鏡工業会

JEITA/JLMC北京事務所について

主要業務

- ・中国の電子情報産業等関連政策に関する情報収集、産業動向等の情報収集及び発信
- ・中国政府機関等に対する業界提言の調整、発出、交渉、フォローアップ
- ・中国の政府関係機関や関連団体との連携・協力の推進
- ・中国関連団体が主催する展示会、フォーラム・セミナー開催に関する協力・支援
- ・JEITA等の現地進出会員企業への情報提供及び活動支援
- ・在中国日本大使館、中国日本商会等関連団体との連携

主な関連中国政府機関・業界団体

工業和信息化部(MIIT)
国家発展与改革委員会(NDRC)
商務部(MOFCOM)
国家標準化管理委員会(SAC)
中国電子技術標準化研究所(CESI)

中国電子商会(CECC)
中国半導体行業協會(CSIA)
中国国際貿易促進委員会(CCPIT)
中国電子元器件行業協會
中国機電產品輸出入商会(CCCME)

今後の着目点

- 中国のマクロ経済コントロールの行方
- 中国指導部人事の行方
- 各省庁が検討している12次5カ年計画の分野別計画に関する動向把握
(物聯網などの戦略的新興産業育成、省エネ環境保護、標準化推進等)
- 中国の電子情報分野の有力企業の動向把握
(Huawei、ZTE、Neusoft、Lenovo、Founder、TCL、BYD、Haierなど)
- メディア・ネット統制強化、国内情報セキュリティ産業の育成政策などの動向把握
- 社会保険負担、駐在員事務所徴税強化など現地日系企業のコスト負担増に関する問題
- 労働争議、人手不足、人件費高騰などの労働問題
- 中国の成長エンジンとなっている内陸部の動向把握、地方政府との交流拡大
(重慶市、四川省(成都市)、陝西省(西安市)、湖北省(武漢市)など)
- 技術流出／人材流出
- レアアース輸出規制の行方 等

**北京事務所は、成長著しい中国における会員企業の皆さまの
最前線基地としてこれからも活動して参ります！**

**引き続き皆さまのご支援・ご協力のほどよろしくお願い申し
上げます！**

武田 英孝

Hidetaka-Takeda@jetro.go.jp

Phone:+86-10-6513-9015

**ご清聴ありがとうございました！
謝謝大家！**